

令和4年1月27日

政府調達に関する協定の基準額の改正について

政府調達に関する協定の基準額が改正され、令和4年度及び令和5年度に締結する調達契約について、下記の基準額を適用することとなりました。

記

1 政府調達に関する協定の適用基準額は、次のとおりです。

区分	令和4・5年度	(参考) 令和2・3年度
物品等の調達契約	3, 000万円	3, 000万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	22億8, 000万円	23億円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億2, 000万円	2億3, 000万円
特定役務のうち上記以外の調達契約	3, 000万円	3, 000万円

2 令和4・5年度の適用基準額は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に締結される調達契約について適用されます。

3 予定価格（税込）が上記の適用基準額以上になる調達について、政府調達に関する協定の適用を受けることとなります。